

経 済 建 設 常 任 委 員 会 日 程

令和元年6月17日

午前10時 本会議場

1. 委員長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3. 議 題

(1) 議案第 4 号 八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 議案第 9 号 市道路線の認定について

経済建設常任委員会会議録

招 集 年 月 日	令和元年6月17日(月)			
招 集 場 所	八街市役所 本会議場			
開 閉 会 時 刻 及 び 宣 告	開 会	午前10時00分	委 員 長	鈴 木 広 美
	閉 会	午前11時25分	副委員長	小 澤 孝 延
委 員 の 氏 名 及 び 出 欠 の 有 無	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	鈴 木 広 美	出	山 口 孝 弘	出
	小 澤 孝 延	出	桜 田 秀 雄	出
	新 宅 雅 子	出	小 山 栄 治	出
委 員 外 議 員	議 長 木 村 利 晴	出		
委 員 会 に 出 席 し た 事 務 局 職 員 職 氏 名	事 務 局 長 水 村 幸 男		主 査 須 賀 澤 勲	
			主 査 嘉 瀬 順 子	
八街市議会委員会条例 第18条の規定により 説明のため出席した者 の職氏名	建 設 部 長 江 澤 利 典		道 路 河 川 課 長 中 込 正 美	
	都 市 整 備 課 長 和 田 暢 祥		そ の 他 関 係 職 員	
議 題	別紙日程表のとおり			

(開会 午前10時00分)

○鈴木委員長

定足数に達していますので、ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の日程は配付のとおりです。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に桜田秀雄委員、小山栄治委員を指名いたします。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付してある日程のとおり2件でございます。

委員の皆様に申し上げます。

これから、議案第9号の現地調査を行いますので、市役所第1庁舎玄関前に集合をお願いいたします。

また、関係資料等については、移動の車の中で改めて配付しますので、今のお手元の資料はそのまま置いていってください。

再開後は、議案第4号の審査を行います。

それでは現地調査の方に行きますのでご移動を速やかにお願いいたします。

(休憩 午前10時01分)

(再開 午前11時05分)

○鈴木委員長

それでは、会議を再開いたします。

最初に議案第4号、八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○和田都市整備課長

それでは、議案第4号、八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

22ページをお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、屋外広告物の許可手数料は千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の第2条による市町村への権限移譲事務であることから、今回、千葉県の使用料及び手数料条例と同額とするため、八街市手数料徴収条例第2条に関わる別表の一部を改正するものでございます。

別表11の改正点を説明させていただきます。屋外広告物の許可の項、はり紙・ポスター50枚につき、はり札10枚につき、立看板1枚につき、250円を380円に改める。アーチ1基につき2千600円を4千円に改め、旗・のぼり・横断幕1枚につき250円を380円に改め、アドバルーン1個につき1千300円を2千円に改め、自動車の広告物1枚につき750円を1千150円に改めまして、電柱類の広告物1個につき250円を380円に改めまして、次に広告板等1個につき、これは表示面積1平方メートル未満のものにあつ

ては500円を760円に、表示面積1平方メートル以上2平方メートル未満のものにあつては750円を1千150円に、表示面積2平方メートル以上5平方メートル未満のものにあつては1千300円を2千円に、表示面積5平方メートル以上のにあつては5平方メートルまでごとに1千300円を2千円に改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、施行期日を令和元年10月1日から施行するものとし、経過措置といたしましては、改正後の規定はこの条例の施行の日以後になされた屋外広告物の許可に係る手数料について適用し、同日以前になされた許可手数料については従前の例によるものとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○山口委員

若干、質問させていただきます。この議案第4号につきましては、本当に財源確保につながるということで大変いいものであるというふうに思っておりますが、これはもっと早くできたんじゃないかなというところは正直なところあるんですが、その点についてはいかがだったんでしょうか。

○和田都市整備課長

こちら、屋外広告物の県から移譲を受けたときが平成12年ということで、それ以降、八街市の今現在の古い安い金額でやっていたということでございます。

その当時、その料金を設定した際にもいろいろ検討等はしていたところだとは思いますが、その後、実際、他の市町村等の金額を調査研究する中で、時期的には今回の行財政改革推進本部からこちらが平成27年に1度基本方針が出まして、その後、消費税率の改定及び適正化基本方針に伴う使用料手数料の同時改定についてということでこちらの通知を受けまして、再度、都市整備課の方で、現課の方でこの手数料について、屋外広告物の料金について再度見直しを行いまして、千葉県の中の単価にあわせるというような検討をさせていただいたところでございまして、ちょっと期間的にはあいてしまったところでございます。

○山口委員

わかりました。この財源確保、約153万円財源確保につながるだろうというふうに予測されているところでございますが、例えば、適用しない、例えばこれが適用されるだろうといっても申請されていない方も中にはいらっしゃるというふうに認識はしておるのですが、そういうふうにしつかりと財源確保に向けた違反者と言ったらおかしいですが、その徴収につながるような今後の対応についてはどのように考えているのかお伺いいたします。

○和田都市整備課長

こちら屋外広告物は、古くなってしまっただけで除却しなければいけない、撤去しなければならないとか、そういうものについては日々のパトロールの中で確認はさせていただいているところなんですけれども、新たに新規に本来ならば屋外広告物の申請が必要ではなかつたろう

かということの調査につきましても、日々の業務の中、パトロールの中で見付けられることがあれば適時指導はしてまいりたいと考えているところでございます。

○山口委員

その点については丁寧にしっかりと対応していただきたいと思います。

以上です。

○鈴木委員長

ほかに質疑はありませんか。

○桜田委員

財源の確保という意味でお伺いしますけれども、これは昨年度の実績はどのようになっているか、各項目別にお問い合わせできますか。

○和田都市整備課長

屋外広告物の昨年度、平成30年度の実績値でございますが、新規に設置されたものが13件、今までもう既に出されていて更新の手続をしたものが40件、その内容を変更したものの、それが5件、そうしますと合わせて58件というのが昨年度の実績でございます。

ちなみに平成29年、過去5年でちょっと見てみますと平成26年が20件、平成27年が59件、平成28年が50件、平成29年が38件ということで、若干平成30年度は上向いたものでございます。

過去5年の実績の合計といたしましては229件、その申請の屋外広告物の手数料が5年間合計いたしますと、366万5千円程度となっているところでございます。

あと、ちなみに平成30年度の収入金額につきましては、約108万円という形で実績値となっているところでございます。

○桜田委員

これ、はり紙とかポスターとかありますけれども、項目別に内容をちょっと。

○和田都市整備課長

平成30年度の項目別の実績でございますが、電柱類の広告物が3件、そして広告板等こちらが合わせて55件ということで、合わせて58件という数字になってございます。

○鈴木委員長

今の内容でよろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから議案第4号、八街市手数料徴収条例の1部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○鈴木委員長

起立全員です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第9号、市道路線の認定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○中込道路河川課長

それでは、議案第9号、市道路線の認定について説明いたします。

付議案の28ページ、議案説明資料の53ページとなります。

今回の市道路線の認定につきましては、開発行為により帰属を受けた道路1路線及びJR榎戸駅の整備に伴う道路2路線、合わせて3路線、総延長244.1メートルを新規認定するものでございます。

それでは、別冊の整備番号1から3の3路線について説明いたします。

整理番号1番、市道五区30号線につきましては、開発行為により帰属を受けた道路で、住宅の増加に伴い交通量が増加し公共性も高くなってきたことにより認定するものです。起点、八街市八街字南富士見ほ874番8地先から、終点、同所、ほ874番1地先まで、幅員6メートル、延長96.1メートルでございます。

続きまして、整理番号2番、市道榎戸55号線につきましては、JR榎戸駅の整備完了に伴い、西口駅前広場ロータリー一部分の道路を認定するもので、起点、八街市榎戸字長作924番4地先から、終点、同所、927番3地先まで、幅員28メートル、延長79.7メートルでございます。

続きまして、整理番号3番、市道榎戸56線につきましては、同じくJR榎戸駅の整備完了に伴い、榎戸駅東西自由通路部分を認定するもので、起点、八街市榎戸字長作925番9地先から、終点、同所925番5地先まで、幅員4.4メートル、延長68.3メートルでございます。

以上で、議案第9号、市道路線の認定についての説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○鈴木委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○小澤委員

すみません。1点だけですけれど。

先ほど、駅前ロータリー、市道榎戸55号線でしょうかね、この市道の認定については特段問題ないという、現地を見てきましたが、特に横断歩道のところの駅舎側には点字ブロックでとまれの点字のブロックが敷いてあって、その渡ったところ、飯田のお寿司屋さんのとこ

ろでしょうかね。そこには何もブロックがなく、ちょっと視覚に障害がある方、またはさまざまな障害がある方を想定するととまれないと、そのまま横断歩道を渡ってしまうという危険も考えられます。

特に、朝夕等については送迎の車両等々が集中することが考えられますし、あとはロータリーの奥、身障者用の車両を付けて乗り降りする場所、このあたりについても、さまざまな障害がある方が使用されるということを想定した安全配慮といえますか、そのあたりをぜひご検討していただければと思いますが、そのあたりちょっとどのようにお考えかお伺いできればと思います。

○和田都市整備課長

榎戸駅の西口ロータリー、委員さんご指摘の入り口の横断歩道部分なんですけれども、こちらの方につきましては、駅舎側については歩道の点字ブロック、ストップの点字ブロックがあると。反対側については、県道側から入ってくると確かに点字ブロック等の設置はございませんです。この辺につきましては、もう一回担当課の方の協議も踏まえまして設置できるかどうか検討させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○小澤委員

ありがとうございます。ぜひ、最低限の基準ということではなく、さまざまな立場の方、さまざまな状況の方がこちらを利用されるということを想定して、それぞれの立場に沿った対策をぜひこれからも検討していただければと思いますのでよろしくお願いたします。

以上です。

○鈴木委員長

ほかに質疑はありませんか。

○桜田委員

市道五区30号線についてお伺いしますけれども、先ほど現地を見まして、道路幅員が6メートルですよ。

今の時代というか、街中の開発行為ということでこの図面ではわからないんですけれども、1件1件の分譲地が、多分、看板あった当時150から170くらいの、今どきにすると狭いかなとそういう分譲地なんですね。そんなわけもあって、先ほど見てもわかるように、今は車、やはり2台、3台とめる時代ですから、大体2台とめるスペースで家を建てられているんですけども、1台軽自動車の方はどうしてもああいう形で、本当は横にとめるように業者は作っているんでしょうけど、いわゆる道路にはみ出し駐車、先ほど冒頭に話がありましたように、公共性が高くなってきたと。

そういうことで、市道に認定するんだということであると、多分、これは私もここをしょっちゅう通ると思うんですけれども、現在は片方でああいう形ですけど、あれ両方の家が建ってああいうふうに駐車されてしまいますと、もう道路に30センチメートル、40センチメートルでも両方のはみ出すと相当危険な時代が想定されるかなと。車をこすってしまったとか。そういうことで、最初の対応が重要だと思うんですけれども、その辺について市の方

はどのように考えているかお伺いします。

○中込道路河川課長

一応、今回これで市道認定になりますと市の管理地になりますので、市の道路に支障が出る駐車等については市の方から指導していきたいと思っております。

○桜田委員

ぜひ、車がああいうふうに横から出ていると本当に圧迫感をやっぱりあそこを通る人は感じますので、是非スペースにちゃんと入るように、とめるようにご指導願えればありがたいと思います。

以上です。

○鈴木委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから議案第9号、市道路線の認定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○鈴木委員長

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

以上で付託された案件の審査は全て終了いたしました。

経済建設常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時25分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和元年6月17日

八街市議会経済建設常任委員長

八街市議会経済建設常任委員

八街市議会経済建設常任委員